

2026年3月26日（木）
 愛知県海部県民事務所環境保全課
 環境保全グループ
 担当 森、佐藤
 電話 0567-24-2131（ダイヤルイン）
 愛知県環境局環境政策部水大気環境課
 水・土壌規制グループ
 担当 内田、中島
 内線 3050、3008
 電話 052-954-6225（ダイヤルイン）

飛島村における土壌・地下水汚染について

共英製鋼株式会社（大阪市北区）が、飛島村内の同社名古屋事業所において、土壌汚染等調査を実施したところ、土壌・地下水汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

共英製鋼株式会社

(2) 報告年月日

2026年3月26日（木）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県海部郡飛島村大字新政成字^{しんまさなり}未之切^{ひつじのきり}809番1の一部

(4) 報告の根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
ひ 砒素及び その化合物	0.085 mg/L (8.5倍) ^{注1}	0.01 mg/L 以下	2.20～3.20m 3.40～4.60m 4.90～5.90m 8.15～8.65m	10／69
ふっ素及び その化合物	2.3 mg/L (2.9倍) ^{注1}	0.8 mg/L 以下	0～0.5m 2.60～3.15m 4.10～4.60m 6.50～7.00m	22／69
ほう素及び その化合物	1.4 mg/L (1.4倍) ^{注1}	1 mg/L 以下	0～0.5m	4／69

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壤含有量

次表のとおり、条例に規定する土壤含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤含有量 基準	基準超過 土壤検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注4}
カドミウム及び その化合物	78 mg/kg (1.7倍) ^{注3}	45 mg/kg 以下	3.40～3.90m	1 / 69
鉛及び その化合物	790 mg/kg (5.3倍) ^{注3}	150 mg/kg 以下	0～0.5m 2.65～3.15m 3.40～3.90m 4.10～4.60m	12 / 69

注3：()内は土壤含有量基準に対する倍率を示す。

注4：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

ウ 地下水

次表のとおり、条例に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水 基準	超過井戸数 ／調査井戸数
砒素及び その化合物	0.022 mg/L (2.2倍) ^{注5}	0.01 mg/L 以下	1 / 1
ふっ素及び その化合物	2.3 mg/L (2.9倍) ^{注5}	0.8 mg/L 以下	2 / 2
ほう素及び その化合物	5.6 mg/L (5.6倍) ^{注5}	1 mg/L 以下	1 / 1

注5：()内は地下水基準に対する倍率を示す。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装若しくはコンクリート舗装又は不透水シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、地下水の状況を把握した上で、措置を検討します。

県は、事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するように指導していくとともに、関係行政機関と連携して、汚染が判明した土地の周辺調査及び井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

3 事業者の連絡先

共英製鋼株式会社 名古屋事業所

住所：愛知県海部郡飛島村大字新政成字未之切 809 番 1

電話：0567-55-1088

4 調査対象地の概要

(1) 面積

5,574.31 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1971年から1984年まで製鋼会社の敷地として利用されてきました。その後、共英製鋼株式会社が経営権を取得し、現在まで、製鋼や圧延等を行っている共英製鋼株式会社名古屋事業所の敷地の一部として利用されています。

今回汚染が判明した各物質は、調査対象地において取扱履歴がありますが、漏洩事故等の記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・カドミウム及びその化合物

眼や気道を刺激し、ヒューム（粉じん）を吸入すると、肺気腫を起こすことがあります。

精錬工場などにおいて2年～数年間酸化カドミウムのヒュームを吸入した労働者が、肺気腫、腎障害、蛋白尿を3大症状とする慢性中毒症を発症した例があります。また、長期、微量での経口曝露による特殊な結果として、イタイイタイ病があります。

・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

- ・砒素及びその化合物

急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重1 kg あたり砒素として1.5～500mg と考えられています。

慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによって、皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されています。

- ・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/L の濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4 mg 以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)

- ・ほう素及びその化合物

急性毒性としては、悪心、嘔吐、下痢、腹痛等の症状を起こします。ホウ酸の中毒量は成人で1～3 g、経口致死量は成人で15～20 g、幼児で5～6 g、乳児で2～3 g と言われています。また、慢性毒性としては、ホウ酸水でうがいを続けたときなどに起きる食欲不振・無力症等のほか、ホウ酸を添加した食品の摂取による消化管障害の報告があります。

(参考：改訂4版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編)